

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの利用にあたっては、「介護予防サービス・支援計画書」作成等を行う必要がありますが、これらの業務は「地域包括支援センターがあなたと契約を締結して作成することになっています。

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定に基づき、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

1. 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員が、介護保険法等の関係法令等に従い、利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。

(運営方針)

- ア 利用者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場に立って支援を行います。
- イ 利用者ができる限り要介護にならないよう、介護予防サービス等が適切に確保できるようその調整に努めます。

2. あなたを担当する地域包括支援センター

センター名称	加東市地域包括支援センター	介護保険指定事業所番号	2802500013
所在地 (連絡先)	加東市社50番地	電話 0795-43-0431 FAX 0795-42-1735	
営業日・時間	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分(年末年始、祝日は休み)		
事業実施地域	加東市全域		
管理者	高浜 さおり	事業所職員の管理、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行います。	
職員体制	主任ケアマネジャー(2名) 保健師等(3名) 社会福祉士(3名)	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務を行います。	

3. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(介護予防プラン作成等)を行う事業者とその事業所

事業所の名称	加東市地域包括支援センター	介護保険指定事業所番号	2802500013
代表者名	加東市長 岩 根 正		
所 在 地	加東市社 5 0 番地	電話 0 7 9 5 - 4 3 - 0 4 3 1 FAX 0 7 9 5 - 4 2 - 1 7 3 5	
担当者名			
営業日	月曜日から金曜日 (年末年始、祝日は休み)	営業時間	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分

4. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容および利用料等

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容	提供方法	介護保険適用の有無	1ヶ月当たりの利用料
① 介護予防サービス・支援計画書の作成	別紙に掲げる「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の実施方法等について」を参照ください。	①～⑦は、一連業務として介護保険の対象となるものです。	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント費 ■初回の利用月 月額 7,420 円 ■2ヶ月目以降 月額 4,420 円 ※ただし、利用者の負担はありません。(全額介護保険により負担されます。)
② 介護予防サービス事業者等との連絡調整			
③ サービス実施状況の把握、評価			
④ 利用者状況の把握			
⑤ 給付管理			
⑥ 要介護認定等の申請に対する協力、援助			
⑦ 相談業務			

【ご注意】

- ※ 介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用料は不要です。
- ※ ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を加東市の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。

5. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

地域包括支援センターの担当職員（または居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、次のいずれかに該当する場合、利用者の居宅を訪問し面接します。

- ① アセスメント実施時
- ② 介護予防サービス等提供開始月の翌月から起算して3月に1回
- ③ 介護予防サービス等の評価期間が終了する月
- ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、介護予防サービス事業者等を訪問する等の方法により、可能な限り利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により、利用者の状況把握を行います。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

別紙「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する個人情報使用同意書」を参照ください。

7. 事故発生時の対応

当事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業者が利用者に対して行った介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者又はその家族の原因により発生した事故については、この限りではありません。

8. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に関する相談・苦情について

【地域包括支援センターの窓口】 加東市地域包括支援センター	所在地 加東市社 50 番地 電話番号 0795-43-0431 ファックス番号 0795-42-1735 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日除く）
【市の窓口】 加東市健康福祉部高齢介護課	所在地 加東市社 50 番地 電話番号 0795-43-0440 ファックス番号 0795-42-1735 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日除く）
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 号 1-1801 号 電話番号 078-332-5617 受付時間 8:45～17:15（土・日・祝日除く）

9. 重要事項の説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日 時間： :
説明場所	1 利用者宅 2 ()

上記内容について、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定に基づき、利用者に説
明を行いました。

事業者 所在地 兵庫県加東市社50番
事業所名 加東市地域包括支援センター

説明者氏名

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 住 所 加東市
氏 名

上記代理人 (代理人を選定した場合)
 住 所
 氏 名 (続柄)